

# 電力広域的運営推進機関の検証について

2020年7月29日

資源エネルギー庁

## 背景・趣旨

- 電力広域機関は、2015年4月、地域間連系線等の増強の推進や需給ひっ迫時における地域間の需給調整等を通じ、**全国大での広域的な送電ネットワーク（系統）の整備・運用を行う組織として創設。**
- その後、5年余りにわたり、こうした役割を遂行するため、創設当初の業務に加え、容量市場や需給調整市場の創設・運用、系統アクセス拡大に向けた日本版コネクト&マネージの実施など、**新たな業務にも積極的に取り組んできた。**
- こうした中で、先の通常国会における電気事業法の改正に伴い、災害復旧費用の相互扶助制度の運用等の災害対応関連業務や、FIT制度などに係る資金管理業務等が新たに追加され、**今後、電力広域機関の役割・機能は更に増大する見込み。**
- 今後とも電力広域機関が自らの役割を着実に遂行していくためには、**これまでの活動について第三者による検証を行い、国として評価・総括を行った上で、電力広域機関がその役割・機能を効率的・効果的に果たせるよう、検証結果に沿って必要な取組を進めていくことが求められる。**
- 本日は、電力広域機関のこれまでの活動を振り返った上で、**今後、検証を進めるに当たっての視点やポイント、留意点等について、御議論いただきたい。**

## (参考) 梶山経済産業大臣による「検証の指示」

7月3日 閣議後会見

- さきの国会で6月5日に成立しましたエネルギー供給強靱化法に盛り込まれました電力ネットワークの強化や託送料金制度改革などを着実に実施していくために、電力・ガス監視等委員会と電力広域機関の役割は、ますます重要となってまいります。
- 2015年の発足から5年が経過する中で、両組織のこれまでの活動について、中立性や公平性の観点を含め、第三者に検証いただく場を今月目途で立ち上げたいと考えております。
- この秋を目途に、しっかりと評価、総括を行い、その結果を踏まえて両組織が求められる機能をしっかりと果たせるように必要な取組を進めてまいりたいと考えております。



7月13日 電力・ガス基本政策小委員会において議論

→本ワーキンググループを設置

# (参考) 電力広域機関のこれまでの主な業務内容 (2015～2019年度)

- 2015年4月の設立以降、電力広域機関は、その役割を着実に遂行するため、様々な新たな取組を行ってきた。

主な業務	主な目的	主な取組
全国大での短期的・中長期的な電力の安定供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国・供給エリアの需給バランスの把握・評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給計画取りまとめ、需給バランス評価、電源入札</li> <li>● 夏季及び冬季の電力需給検証【追加】</li> <li>● 大規模停電（ブラックアウト）の検証【追加】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給力・調整力の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調整力公募</li> <li>● 需給調整市場の詳細設計【追加】</li> <li>● 容量市場の詳細設計【追加】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域連系システムの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定</li> <li>● 一般負担の上限額の設定【追加】</li> </ul>
全国大での平常時・緊急時の需給調整機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 需給状況や系統運用の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域機関システムを通じた発電や需要に関する計画管理</li> <li>● 全国の需給状況や系統の運用状況の監視</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 需給状況の悪化時における、事業者への指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 需給ひっ迫時等の電力の融通指示</li> <li>● 焚き増し指示</li> </ul>
電力システムの公平・公正かつ効率的な利用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者が遵守すべきルール策定の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 送配電等業務指針の策定・変更</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 系統利用の効率化・最大化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域間連系線利用ルールの策定（間接オークションの導入）</li> <li>● 日本版コネクト&amp;マネージの検討・実施【追加】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 系統アクセスに係る公平性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 系統アクセス検討（接続検討に関する申し込みの受け付け等）</li> <li>● 系統情報の公表（系統の空容量等に関する情報）</li> <li>● 自然変動電源の出力抑制の事後検証【追加】</li> </ul>

## (参考) エネルギー供給強靱化法において電力広域機関に追加される主な業務

- 昨今の電気事業を取り巻く災害の激甚化や再エネの普及に伴う系統制約等といった課題を踏まえ、今後、我が国の電力系統は、レジリエンスを強化しつつ、再エネ大量導入に対応した、次世代型の電力ネットワークへの転換が必要となっており、電力広域機関の役割にも変化が求められている。
- 2020年6月に成立した強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（エネルギー供給強靱化法）においては、電力広域機関の業務が追加された。

### 災害関係

- ①一般送配電事業者が作成する災害時連携計画の内容の確認
- ②災害復旧費用の相互扶助制度の運用

### 系統関係及び再エネ特措法関係

- ③広域系統整備計画の策定・国への届出。計画に位置づけられた地域間連系線等整備費用の一部への再エネ賦課金方式の交付金等の交付
- ④FIT制度に関する交付金の交付
- ⑤今般新たに導入するFIP制度に関するプレミアムの交付
- ⑥太陽光パネル等の廃棄費用の積立金の管理

# 電力広域機関の位置付け

- 電力広域機関は、電気事業法に基づき設立された法人であり、その設立に際して経済産業大臣の認可を要する認可法人。
- すべての電気事業者に加入義務があり、会員からの一般会費及び一般送配電事業者からの特別会費により運営。
- 役員を選任や業務規程、予算や事業計画などについて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

## 経済産業省所管の認可法人

法人名	設立年	設立趣旨
電力広域的運営推進機関	2015	送電ネットワークの広域的運営の推進を通じた電力の安定供給の確保
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	2011	原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等を通じた原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給等の確保
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	2012	金融機関等が有する債権の買取り等を通じた東日本大震災の被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対する再生支援
地域経済活性化支援機構	2009	地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、事業再生及び地域経済の活性化に資する事業活動を支援
株式会社産業革新投資機構	2018	オープンイノベーションによる企業の成長や競争力強化に対する資金供給を通じた民間投資の促進
株式会社海外需要開拓支援機構	2013	日本の魅力ある商品・サービスの海外需要開拓の支援

## 検証の視点・枠組み

- 電力広域機関は、会員事業者（電気事業者）の負担する会費により運営される民間組織であり、国の資金は入っていない。
- 他方、電力の安定供給確保というエネルギー政策上の重要な役割・機能を担っており、電気事業法に基づき設立され、業務規程や予算について経済産業大臣の認可が必要になるなど、一定の国の管理・監督下に置かれている。
- このため、電力広域機関の検証にあたっては、まず、これまでの活動を振り返り、電力の安定供給確保という目的に対してどのような役割・機能を果たしてきたか、会費収入をベースとしつつ公的役割・機能を担う組織として、特定の事業者の利益に偏らない中立性・公平性をどのように確保してきたか、また、業務の効率的な実施をどのように確保してきたかについて確認していくこととしてはどうか。
- その上で、先般の法改正による資金管理業務の追加といった従来と異なる業務の増大を踏まえつつ、中長期的な政策ニーズの拡大も見据えた更なる役割・機能強化の必要性について検討していくこととしてはどうか。
- なお、検証にあたっては、電力分野において電力広域機関と同様の役割・機能を担う海外の類似組織も参照することとする。

## (参考) 7/13 電力・ガス基本政策小委員会における主な御意見

- 外部からの検証は非常に有用。その際の視点として、中立性・公平性が事務局資料にあげられているが、**目的適合性と効率性の2点を追加していただきたい**。電力広域機関の目的に向けて行動していると思うが、**部分部分の断面で切り取ったときにはその目的に向かっている、全体として見たときの整合性はどうか**。5年経った時の過去の検証としてはこれもあって良いと思う。
- 効率性・コストベネフィットとしては、予算の規模も大きくなってきているが、これらの資金は一般送配電事業者からの特別会費であり、これが増えれば託送料金という形で需要家に回ってくる。目的に向けてきちんと行動しているかでも、**効率性もきちんと担保することも必要**。
- 新規の機能として、資金の大きな動きが今後入ってくるので、こちらに関しては、**支援機能について必要な体制整備を内部でチェックする仕組みが必要**。人員の体制について、出向者が非常に多いと聞いている。やはり業務内容によって専門性が必要なもの、また季節的な変動が激しいものもあるかと思うが、**正規社員と出向社員の割合はどのくらいが適切か、リソース面での切り口も見えていただければ**と思う。
- **検証結果については、きちんと公表して、指摘事項に対して、アクションプランを電力広域機関から出して、PDCAを回していく必要がある**。
- 当初、電力広域機関を創設した際に、中立性を非常に重んじた部分があって、今でも中立性が重要だと思っているが、一方で**形式上の中立性をあまり立てると、逆にいい人がなくなるというトレードオフもある**。

# 具体的な検証事項（例）

## （1）目的適合性

- 全国大での広域的な系統の整備・運用や電力の安定供給の確保に対し、どのような手段で役割・機能を果たしてきたか。

## （2）中立性・公平性

- 発電、小売、送配電等の利害関係の異なる会員事業者の利害を適切に反映しつつ、業務運営の中立性・公平性の確保や、これを担保する業務運営の透明性を確保するため、どのような方策が講じられてきたか。
- 今後の更なる予算規模の拡大や業務の拡大を見据え、業務運営の中立性・公平性や、これを担保する業務運営の透明性のより一層の向上に向けて、どのような方策が考えられるか。

## （3）効率性

- 今後の更なる業務拡大が見込まれる中、予算や人員が徒に増大することのないよう、業務運営の効率性の確保に向けて、どのような方策が考えられるか。特に、民間組織としてのメリットを最大化する方策として、どのようなことが考えられるか。

# 具体的な検証事項（例）

## （４）役割・機能の強化

- 新たに追加されるFIT制度に係る多額の資金管理業務等を的確に遂行するため、どのような方策が考えられるか。これまでの業務と質的に異なることを踏まえ、どのような業務運営体制を構築することが考えられるか。
- 電気事業者による自然災害への迅速な対応や、情報システムのセキュリティ対策の強化の促進に向けて、どのような方策が考えられるか。また、類似の役割・機能を担う海外組織との連携強化や、海外情報の積極的な情報収集に向けて、どのような方策が考えられるか。
- エネルギーシステムの更なる発展に向けて、中立性・公平性の確保を大前提としつつ、新たなビジネスを創出するプラットフォームとしての役割を果たしていくことについて、どのように考えるか。

# 今後のスケジュール

## 電力広域機関の検証

7月

- **7/3 閣議後会見（大臣の指示）**
  - 中立性や公平性の観点を含めた第三者検証の場を**7月目途で立ち上げ**。
  - **秋を目途に評価・総括**。

～秋頃

- **7/13 電力・ガス基本政策小委員会 ⇒ 電力広域機関検証WG立ち上げ**
- **7/29 第1回検証WG**（電力広域機関の概要説明、論点の確認）  
WGの開催（1～2回）
- **秋目途：評価・総括（案）を提示**

年度内

- **年内頃目途：取組状況のフォローアップ**